

と為す。此の為に今、特に正使馬密子・通事沈祥等を遣わし、宙  
字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産  
の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の貨を収買せしむ。回国し  
て預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所<sup>よ</sup>抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の  
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字三十三号半印  
勘合執照を給して通事沈祥等に付し、収執して前去せしむ。如し  
経過の関津把隘の去<sup>と</sup>処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便  
に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。  
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬密子

副使二員 麻加尼 闍班那

通事二員 沈祥 林榮

管船火長・直庫二名 金石 鄔羅遂

梢水共に一百三十八名

嘉靖十六年（一五三七）八月二十日

右の執照は通事沈祥等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の  
事の為にす 執照

1-42-31

琉球国中山王尚清の、馬加尼等を暹羅等の国へ遣わす執照

（一五三八、一〇、三）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便  
と為す。此の為に今、特に正使馬加尼・通事林榮等を遣わし、宇  
字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産  
の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の貨を収買せしむ。回国し  
て預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所<sup>よ</sup>抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の  
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字三十四号半印  
勘合執照を給して通事林榮等に付し、収執して前去せしむ。如し  
経過の関津把隘の去<sup>と</sup>処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便  
に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。  
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬加尼

副使二員 邁志 宋能

通事二員 林榮 蔡朝慶

管船火長・直庫二員 梁棟 吳刺

梢水共に一百七十四名

嘉靖十七年（一五三八）十月初三日

右の執照は通事林栄等に付し、此れに准ぜしむ  
進貢等の  
事の為にす 執照

注(一) 梁棟 久米村呉江梁氏(龜嶋家) (二) 家譜(二) 一七五八頁。

1-42-32

琉球国中山王尚清の、毛是等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五四〇、九、一二)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、特に正使毛是・通事蔡朝慶等を遣わし、宙字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所<sup>よ</sup>扱<sup>り</sup>て今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字三十九号半印勘合執照を給して通事蔡朝慶等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去<sup>と</sup>処<sup>と</sup>及<sup>び</sup>沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開<sup>し</sup>す

正使一員 毛是

副使二員 賈満度 寿達路

通事二員 蔡朝慶 鄭元

管船火長・直庫二員 蔡廷貴<sup>①</sup> 鄔刺瑞

梢水共に一百三十四名

嘉靖十九年(一五四〇)九月十二日

右の執照は通事蔡朝慶等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の  
事の為にす 執照

注(一) 蔡廷貴 久米村蔡氏(儀間家) 六世(家譜(二) 二五四頁)。

1-42-33

琉球国中山王尚清の、賈満度等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五四一、九、七)

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、特に正使賈満度・都通事梁頤等を遣わし、宙字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所<sup>よ</sup>扱<sup>り</sup>て今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の